

# 今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）に関するパブリックコメント

## パブリックコメント実施結果

募集期間：令和元年7月3日（水）～令和元年7月26日（金）

意見提出者数 30人

意見数 81件

※いただいたご意見は、要約等した上で項目ごとに整理しています。

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
①（学童保育所費について）1件 ・料金は現状を維持できるのか。	学童保育所費につきましては、このたびの民間活力の導入に伴う金額の変更は予定しておりません。延長育成料については、事業拡大に伴い別途利用する方にご負担いただくこととしており、多摩地域の他市における実施状況なども考慮した上で金額を定めてまいりたいと考えております。
②（委託事業者の経営状況について）3件 ・市の運営の場合は倒産という可能性は無いが、民間企業が運営する場合は倒産、人員不足等で運営できなくなる可能性もありえる。その場合はどのような対応を考えているのか。	事業者の選定段階では、財務内容や他の自治体での運営実績などから、事業の継続性を慎重に判断します。また、事業実施中も財務内容や運営状況についてモニタリングしてまいります。
③（学童保育所の増設について）1件 ・希望者が入園できないという状況が続いている今、新たに民営化の施設を追加することから始めることはできないのか。	学童保育所については、学校区ごとに施設を設置してきており、待機児童対応については、学校の特別教室等を借用するなどして、対応してきており、新たに民営化の施設を追加した対応は考えておりません。
④（学童保育所の所舎について）1件 ・場所は現在と同じ場所での運営となるのか。民間化した後にその建物が老朽化等で使えないというような問題が出てくることは無いのか。	業務委託後も現在と同じ場所で委託事業者による運営となります。施設の管理については市が引き続き行いますので、老朽化等への対応についても、市が行っていくことになります。

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<p>⑤ （職員の確保について） 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営から民営にすることにより、事業者の持つ多様な人材確保策によって人材が確保しやすくなるというが、人手不足という環境下にあることは変わらず、本当に人材確保できるのか。</li> </ul>	<p>民間事業者の持つ多様な人材確保策の中で、民間のノウハウを活かして人材を確保できるものと考えております。</p>
<p>⑥ （配置基準、資格要件について） 2 2 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在子ども 15 人に対し指導員 1 人となっているところを、子ども 40 人に対し指導員 2 人とするのと、職員の資格要件を国基準にすることは、基準の低下である。何を根拠にこれを認めるのか。</li> <li>・ 国の基準に合わせるからでは東久留米市の意思決定ではありませんので、東久留米市の判断理由を提示してください。</li> <li>・ 職員の資格についての緩和は何故なのか。また、専門家を含めた検討はなされたのか、なされていないなら、すべきだと思う。</li> </ul>	<p>本市においては、嘱託員による運営において、独自に、児童数 15 名に対して 1 名の職員によって運営が行われております。一方、多摩 26 市の多数の市において国基準に基づく児童 20 名に対して 1 名の職員によって運営が行われており、本市においても、民間活力を導入する学童保育所においては、延長育成というサービスの拡大に伴い、国基準に基づく児童 20 名に対して 1 名の職員による運営をしてみたいと考えております。</p> <p>資格要件に関しましても、国が示している基準であり、多摩 26 市の多数の市でそれに基づく運営が行われていることから、改めて専門家を含めた検討を行うことは考えておりません。</p>
<p>⑦ （子ども・子育て会議での議論について） 3 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営化の是非を、庁内だけでなく子ども・子育て会議その他の会議にて慎重に検討すべき。</li> <li>・ これまでの保育料見直しや小規模保育所の基準など子ども・子育て会議で論議して市議会で条例改正している経過をみても、学童保育所に関してもきちんと諮問事項として取り上げ、子ども・子育て会議で話し合うべき。</li> </ul>	<p>本市においては、子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項に基づき事業計画を作成しており、放課後児童健全育成事業については、量の見込みを定め、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めることとされています。子ども・子育て会議には、この事業計画に係る事項について諮問しており、本運営方針（案）に係る内容は、事業計画に記載すべき事項でないため、諮問事項としておりません。なお、本運営方針（案）については、子ども・子育て会議を含め、様々な場で意見を伺っております。</p>
<p>⑧ （今後のスケジュールについて） 8 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営化を急ぐ理由は何ですか。</li> <li>・ 「運営方針（案）」が民間委託の実態調査も分析も全く欠いた無内容なものであり再提出されるべきものなので、当然の帰結として「運営方針（案）」6 ページの「今後のスケジュール」は白紙撤回されなければならない。</li> <li>・ そもそも、アンケートは延長保育の必要を聞かれたもので、民間導入の可能性</li> </ul>	<p>現状において、嘱託員の採用が困難な状況であり、安定的な事業の継続のために、早急な対応が必要です。また、アンケートの結果から、延長育成を必要としている方が一定数いることが確認されておりますが、嘱託員の採用が困難な現状では、直営で、延長育成の実施に対応する人員体制を整えることが難しいことから、民間活力の導入について検討し、民間活力の導入が有効な方策となると判断し、令和 2 年 4 月から 2 校で民間活力の導入を目指すものです。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<p>は全く書かれていませんでした。現行の体制、職員のままでの延長保育を想定して返答していますので、これをもって利用者の希望と捉えるのは矛盾しています。9月の議会通過、来年度のスタートと、性急に過ぎると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針(案)」ですが、平日、土曜の延長育成については、そのように対応していただければありがたいのですが、その職員数を確保するための方法が、本当に民営化しかないのかと感じます。計画自体も進め方が急であるように思います。いろいろな選択肢が増えることは良いことと考えますが、丁寧に考えて、本当に子どもたちのためになるように進行していただきたいと思います。民営化に伴う問題点についてきちんと話し合い、改善されないまま進められることがないように、強く望みます。</li> <li>・丁寧な検討による計画の策定、進め方は市民の意見を聞いて反映させてください。見切り発進はやめてください。</li> </ul>	<p>本運営方針(案)については、学童保育を利用している保護者の方に説明を行うとともに、パブリックコメントを実施して市民の方からご意見をいただいております。なお、実施する2校の学童保育を利用している保護者の方へは、今後丁寧に説明をまいります。</p>
<p>⑨ (民営化に対する意見について) 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育所の民営化には固く反対します。</li> <li>・これもあれも民営化して一時的に財政に余裕ができるかもしれませんが、長い目での計画ではないと思います。是非考えに考えを重ねて結論を出してください。</li> <li>・現在の学童保育の問題点は待機児童解消と延長保育問題だと思います。学童保育を委託業務にしたからと言って待機児童解消には絶対なりません。</li> </ul>	<p>現在学童保育所の運営において課題となっている安定的な事業の継続をどのように図るかという課題への対応と、利用者からの一定のニーズがある延長育成を実施するに至っていないという課題への対応として民間活力の導入が有効な方策となりますことから令和2年4月に2校で導入してまいりたいと考えております。</p> <p>待機児童の解消も重要な課題であると認識しております。現在待機児童が生じている学童保育所におきましては、学校の特別教室等を借用するなどしながら、引き続き解消に取り組んでおります。</p>
<p>⑩ (委託後のアンケート調査について) 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業者の先生の人物像(性格等)が心配な方がいるので、導入後に子どもと保護者にアンケートを実施するといいいのでは。</li> <li>・業務委託の場合、どうしても内部の人事や待遇、子供達の日々の生活の実施内容などについて見えにくくなっていくので、市の権限で定期的な訪問やアンケート、聞き取り調査などの丁寧な見守りをお願いしたい。</li> </ul>	<p>市として、事業の運営状況や、学童保育を利用している保護者の方からのご意見について適時適切に把握してまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<p>⑪ （コストについて） 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の運営と業務委託の運営とのコスト比較が明らかでない。</li> </ul>	<p>今後策定を予定している「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」のなかでお示しします。</p>
<p>⑫ （市の独自性について） 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東久留米市として「こんな学童サービスを提供していきたい」といったグランドデザインはどのようなものなのでしょう。予防接種のご案内などをいただく封筒には、「こどもたちがいきいきと育ち」とありますが、資料からは人手不足と延長時間に対応できない旨しか読み取れませんでした。近隣の市などと差別化を打ち出すこと等はありませんか。東久留米は他と比べると学力が高くないと聞いています。学童に来る子だけにサービスするのは不平等との指摘も理解できますが、その辺の解決策の入り口として捉えることはできないのでしょうか。資料から東久留米市の状況が苦しいことは理解しました。現時点で、市としてはどの分野に重点をおいておられるのでしょうか。</li> </ul>	<p>学童保育は、厚生労働省の示す「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを基本として事業を行っております。</p> <p>現在の学童保育所においても、独自の工夫により各種事業を行っておりますが、この民間活力の導入におきましては、プロポーザルにより業者の選定を行うということで、民間による運営のノウハウを活かした様々な企画提案が期待できると考えております。</p>
<p>⑬ （引継ぎについて） 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間に委託するにあたり、これまで市に蓄積されてきたノウハウは今後どのように引き継がれるのでしょうか。担当者は数年で配置転換があると聞きます。暗黙知をどのように見える化していくのですか。</li> </ul>	<p>令和2年2月から3月に引き継ぎを行う際には、施設の責任者となる職員などが、勤務予定の学童保育所において、現行の運営状況を確認します。そのうえで、民間のノウハウも活かした事業運営がされるものと考えております。</p> <p>なお、職員の配置については、民間事業者において適切な運用がされるものと考えております。</p>
<p>⑭ （職員の待遇改善について） 6件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間に委託するだけのこの運営方針（案）は、行政の責任放棄である。「人手不足」と言うなら、むしろ学校や児童館と連携する市の児童福祉のプロと職員を位置づけ、就職希望者が集まる待遇にすべきではないか。</li> <li>・民間の方が職員募集の能力を持っているとのこと。現在、保育士不足が叫ばれており民間保育園でも保育士欠員の状況もあります。その中で民間化すれば職員不足が解消されるとは考えられません。市としても職員不足解消について考える必要があります。不足している場合どうしていくつもりなのか。</li> </ul>	<p>市では安定的な事業の継続には民間活力の導入が有効な方策であると考えております。労働条件の改善については、官民間わず取り組んでいく課題であると考えております。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営の職員の賃金など労働条件を改善する事が解決策ではないのか。</li> <li>・基本的に業務委託に反対です。どうして人材が集まらないのか記載がありません。保育士や介護人材と同様雇用条件が悪いのだと思います。直営で市の役割を果たして下さい。</li> </ul>	
<p>⑮ (今後の東久留米市立学童保育所の運営方針(案)について) 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針(案)」ですが、あまりに無内容です。とりあえず今回は市民に無内容を謝罪して文書は撤回し、調査研究をきちんとし直した上で提示し直してください。</li> <li>・「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針(案)」(以下「運営方針(案)」と略)の再提出を求める。厳しい述べ方になってしまいましたが、それだけ今回の運営方針(案)の発表やパブリックコメント募集の時期、今後スケジュールと、何一つ納得も安心も出来ると言える状況では無いと受け止めて頂きたいと思いません。</li> <li>・もっと、利用者である私たち市民と、現場の職員の方々と、意見交換を重ねて頂きたいです。粘り強く、私達市民と関わり続けてください。宜しくお願いします。</li> <li>・運営方針(案)に運営の視点は多々感じられるが、学童保育の質の視点が全く感じられない。運営方針(案)の作成自体、市の事務職員が作成したもので、学識者や現場の人が関わってないのもどうかと思う。運営方針(案)を土台に運営だけでなく、きちんと保育の質の視点で、学識者や現場の職員、利用者などが交えて論じて、見直す必要性がおおいにある。</li> <li>・今回、発表された「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針(案)」に反対し、市民、学童、これからの子育ての在り方を重視した視点で再検討されることを望みます。効率優先で人を配置するだけでは子どもの心に寄り添ったり、細かな手立ては薄くなります。指導員は子どもたちの命を預かり、その成長を育みともに</li> </ul>	<p>学童保育は、厚生労働省が示す「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを基本として事業を行っております。現在、学童保育所の運営において課題となっている安定的な事業の継続をどのように図るかということと、利用者からの一定のニーズがある延長育成を実施するに至っていないということへの対応について検討を行い、本運営方針(案)をお示ししております。なお、本運営方針(案)については、学童保育を利用している保護者の方や職員に説明を行い意見を伺っております。パブリックコメントでいただいたご意見は、必要に応じて反映していきます。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<p>喜び合う人間的な営みが保障されなければなりません。経費削減が切りやすい安易な方法で子どもたちにしわ寄せがいくことは大人の責任でやってはいけないことです。親たちも必死で生活のために子育てをしながら社会の経済活動を支えています。行政としてそうした市民をしっかりと支えるために親がこどものおかれた環境を心配することなく働けるよう責任もって環境を整えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」の再考を求める、委託対象（候補）を明らかにしない「運営方針（案）」は不十分。</li> </ul> <p>委託者である市として、事業者公募をする際に求める具体的な要望事項、ならびに受託事務としての責任範囲および施設管理者である市としての責任範囲等の役割を明確に示していない「運営方針（案）」は不十分であるため、再検討、このままでは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見をくださいという一方で、10月から委託者の選定、2月には引継とあります。この意見はどのような目的で集めているのでしょうか。また、意見をもとめるなら、文書でなく図なども入れて現状、課題、市が目指すもの等を分かりやすく提示する必要があると考えます。</li> </ul>	
<p>⑩ （延長育成について）4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の学童保育所の保育時間を延長し、保護者が安心して子どもを学童保育所に預けることができるようにすべきです。</li> <li>・業務委託した学童のみが延長育成をしていくというのは、学童により差異が生じます。業務委託した学童から他の学童に指導員が移動すれば、他の学童も延長育成が可能と考えます。</li> <li>・全ての学童保育所で延長保育を実施すべき。</li> <li>・土曜の育成時間も民営化した学童のみ6時までという差もあり、市営と民営で子どものおかれる処遇で格差をわざわざ生じさせるのは、なぜなのか。</li> </ul>	<p>嘱託員の採用が困難な現状では、委託に伴い他の学童保育所に職員が異動することを考慮しても、延長育成に対応する人員体制を整えることは難しい状況です。このことから、業務委託を行う学童保育所では、延長育成を実施していきませんが、直営の学童保育所においては、当面の間は延長育成は実施せず、これまでと同様の運営を行います。なお、業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら業務委託の拡大等について検討していきます。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<p>⑰ （直営の存続について） 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育所を業務委託する方向だと聞きました。</li> </ul> <p>東久留米市が職員配置や職員資格について国基準を上まわる手厚い措置をしてきたことを大変うれしく思います。職員の待遇をよくするなどして、このまま直営で運営してほしいです。</p>	<p>学童保育の課題への対応は、直営による対応では困難であることから民間活力を導入することによって対応することを目指しております。</p>
<p>⑱ （説明会について） 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所している家庭への説明だけではなく市民全体へ、せめてこれから学童へ入所すると思われる保育園・幼稚園の年長児などの家庭、現在入所していなくても入所するかもしれない小学生家庭、等々には詳しいお知らせや説明会へのお知らせがあるべきだと思います。保育園の民間化では市民説明会を行っているのに、なぜ学童保育所の民営化では行わないのか。</li> <li>・各学童保育所で説明を行ったというが、参加人数も少なく、また、来年以降の学童に入所対象となる幼稚園や保育園の年長クラスの保護者も説明の対象となる筈。市側の「来年には民間化したい」というスケジュールが先にありきとしか感じられず残念。</li> <li>・保護者と納得いくまでちゃんと話し合いの場を設けていただきたい。</li> </ul> <p>やる事ありきの「説明会」ではなく、意見や質問を聞いていただき、意見交換のできる場です。</p>	<p>本運営方針（案）については、学童保育所を利用しているすべての保護者の方を対象に、学童保育所に伺って説明を行っております。また、全市民の方を対象にパブリックコメントを行っております。改めて市民説明会を開催する考えはございません。</p> <p>また、今後策定する「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」において、対象となる2校を示したうえで、対象となる2校の学童保育所を利用している保護者の方への説明を実施する予定としております。</p>
<p>⑲ （契約期間について） 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3年間の長期継続契約」とありますが、6年生までが対象になっている現在、3年間で長期継続契約になる理由が分かりません。6年間利用した場合、最大2回の業者変更の可能性があります。学童保育の目的である「保護者に代わって育成支援する」が損なわれると予想出来ます。契約変更時の大人（職員、親）の不安は子ども達に伝染します。学年やクラス換えの時期と重なれば不安定になる子どもも出るかもしれません。学童期の子どもの支援、という基本を最大限大切に</li> </ul>	<p>現状でも、職員の退職や人事異動により、学童保育所において職員が入れ替わることがございます。今回初めての学童保育所の業務委託のため3年間の契約期間を考えております。契約期間については、今後の運営状況等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。なお、委託事業者が変更となる場合には、適切な引き継ぎを行ってまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<p>守ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間の長期業務委託を検討との事。子ども達の育ちにとって3年間の長期と考えられません。ようやく落ち着いてきた所での委託業者変更になる事が予想されます。行政の事だけでなく、子ども達にとってそれがどういう事なのか考えるべきです。</li> </ul>	
<p>⑳（父母会について）1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事や父母会についてふれていませんが、今までの活動が継続できるようお願いします。</li> </ul>	<p>委託後の行事や父母会との関わりについては、令和2年2月から3月に行う引き継ぎのなかで、委託事業者が確認、把握したうえで、適切な対応をまいります。</p>
<p>㉑（選定委員会について）1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託をお考えの様ですが、業者選定時には必ず委員会を設置し、当該保護者、もしくは保護者団体を選定委員会に入れて欲しい。</li> </ul> <p>現行保育の質なども問われる中、不当な業者を見極めるためにも必要な措置ではないかと思う。</p>	<p>事業者の選定については、公募型プロポーザルにより行いたいと考えております。プロポーザル方式は、複数の事業者等から対象の業務に対する新たな発想や課題の解決方法などについて提案書の提出を求め、これを実績、専門性、技術力、創造性等価格以外の要素も含めて審査することにより、委託業務等の履行に最も適した契約の相手方を特定する方式です。プロポーザルによる事業者の選定にあたっては、審査委員会を設置して選定を行ってまいります。委員については「プロポーザル方式による契約事務運用ガイドライン」に基づいて選任し、保護者の方を加えることは考えておりません。</p>
<p>㉒（雇用に関するPRについて）1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員が集まらないとの事だが、もっと告知を積極的にやって欲しい。市報にちょっと載せるだけとかでは不十分なのではないかと思う。実際私は目にした事がない。保育や教育を学ぶ大学とかの学生にも、もっと積極的に告知してはどうか。</li> </ul>	<p>市の広報、市ホームページや、ハローワークでの募集を行っております。また、夏季の臨時職員につきましては、保育や教育を学ぶ大学に募集のチラシの配布や掲示を依頼して、周知を行っております。</p>
<p>㉓（実施計画について）1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く市民に向けて意見聴取をし、意見が反映された実施計画の策定を求める</li> </ul> <p>「運営方針（案）」説明会の対象者は限定的であった。参加できなかった保護者や関係者、今後利用予定の家庭を含め、広く市民に向けて説明、意見を求める必要がある。</p>	<p>「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」の策定を受け、学童保育所の運営方針の当面の方向性を示すために、具体的な行動計画を示す「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」を策定してまいります。</p> <p>実施計画については、ホームページ等でお示しするとともに、民間活力の導入を行う2校の学童保育所の利用者に対する説明会を行う予定であります。</p>



ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<p>㊸ (委託先決定の経過について) 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先決定の経過を明らかにすべき</li> </ul> <p>「運営方針(案)」説明会において待機児童が発生していない施設がどこであるか明らかにされたところであるが、保護者からの質問がなければ「いつ時点の待機児童発生有無で対象可否がわかるのか」は分からないままであった。委託先・受託先が決定したのち、次年度の入所申請が行われ、仮に待機児童が発生した場合はどうなるのであろうか。「待機児童が発生していない学童保育所を民営化する」との説明に反するし、何より待機になった場合の、特別教室等借用での保育など、直営のときのように柔軟な運用は難しいのではないか。</p>	<p>委託事業者を公募する際には実施要領を作成し委託先決定に関するプロセスも記載する予定です。選定結果につきましても、市ホームページでの公表を予定しております。なお、民間活力の導入については、令和元年8月1日時点で待機児童が生じていない学童保育所の中から選定してまいります。また、委託実施後の待機児童対応については、委託契約の中で適切に対応してまいります。</p>
<p>㊹ (放課後児童クラブ運営指針の遵守) の記載について) 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「運営方針(案)」を再度つくり、「放課後児童クラブ運営指針」(以下、運営指針)の遵守」の記載を求める。</li> </ul> <p>「運営方針(案)」説明会のなかでも「今までと変わらない生活」といったような答弁もあった。50年余にわたり運営してきた東久留米の学童保育としての実践、現場(指導員)の意見と実態を十分に踏まえたうえで、「民間による運営のノウハウを活かした様々な企画提案」よりも前にたいせつにしてきたことを守り続けられるように、「運営指針の遵守」を強く求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再提出される「運営方針(案)」改訂版には、国が策定した2015年3月31日付の「放課後児童クラブ運営指針」の遵守と実践を明記することを求める。</li> </ul>	<p>厚生労働省が示す「放課後児童クラブ運営指針」において、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などが網羅的に記載され、運営していく上での基本的な事項が定められ、各放課後児童クラブは、運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていくことが求められております。</p> <p>したがって、業務委託で行う学童保育所においても運営指針に基づいて運営を行ってまいります。</p>